

18. 学生生活等

これから説明することについては、「キャンパスブック」等に記載されていることと重複する事項もありますが、本学学生としてこれらのことについて理解し、学生生活を充実したものにするための参考としてください。

なお、「キャンパスブック」には、本便覧に掲載されていない規程等で学生生活上必要なものがありますので、併せて参照してください。

I 学生相談等

○ 学生相談

有意義な学生生活ができるように学修（単位修得）上、厚生・保健、一身上の問題等について、指導教員（チューター）、教務委員及び学生生活委員が相談に応じますので、遠慮なく指導助言を受けてください。

学生生活等についての悩み・不明な点等は、教務グループ保健学科・保健学研究科担当窓口又は、下記の各委員の教員に相談してみてください。

カリキュラム・成績等について：保健学科教務委員会

学生生活一般について：保健学科学生生活委員会

☆ 一身上の都合や進路の悩み等で休学・退学を考える場合は、早めに指導教員等に相談してください。また、心身の健康に関するこことについては、保健管理センターでカウンセリングを行っています。

☆ 大学生活を送るなかで、修学上の悩み、友人関係の悩み、そのほかの個人的な悩みが生じたり、さまざまな葛藤を感じたりすることもあると思います。誰に相談すればよいかわからない、家族や友人には相談しづらい、そのように感じたときは、気軽に学生相談室を利用して下さい。

相談の受付場所は、津島キャンパスの学生相談室と何でも相談窓口、鹿田キャンパスの学生支援センター鹿田室の3箇所があります。みなさんが利用しやすいところを訪ねてください。電話やメール、手紙でも相談を受け付けています。

開室は土日祝を除く毎日です。予約を優先します。

但し、手紙による相談は下記住所にお願いします。

〔宛先〕〒700-8530 岡山市北区津島中2-1-1

岡山大学学生支援センター学生相談室

【学生相談室】-津島キャンパス-

①開室時間 10:00～12:00／13:00～17:00

②受付場所 一般教育棟C棟1階

③連絡先 [電話] 086-251-7169 [E-mail] nayami@cc.okayama-u.ac.jp

④ホームページ <http://www.okayama-u.ac.jp/tp/life/soudanindex.html>

【何でも相談窓口】-津島キャンパス-

①開室時間 8:30～12:00／13:00～17:15

②場所 一般教育棟A棟2階

③連絡先 [電話] 086-251-7182 [E-mail] nayami@cc.okayama-u.ac.jp

【学生支援センター鹿田室】-鹿田キャンパス-

- ①開室時間 10:30~12:00／13:00~17:30
- ②場所 管理棟2階（学務課内）
- ③連絡先 [電話] 086-235-6589 [E-mail] nayami-2@cc.okayama-u.ac.jp
- ④ホームページ http://www.okayama-u.ac.jp/tp/life/jyoho-soudan_shikata.html

○ 健康管理

健康管理センターの行う健康診断は必ず受けてください。日程については別途指示します。

☆ 就職活動や進学に「健康診断書」が必要になります。

また、健康診断が未受診の場合や、大学が実施しているワクチン接種を受けなかつた場合は、実習等を履修することが出来ないこともありますので、必ず受けてください。

II 学生への連絡等

○ 掲示

大学から学生に対する種々の連絡等は、原則として医学部保健学科棟2階に設置している掲示板により行うので、1日最低2回は掲示板を見てください。

なお、一度掲示されたものは学生が承知したものとみなされ、掲示板を見なかつたという理由で事後に異議等を申し立てても認められないので注意してください。

☆ 登校時、下校時に掲示を見る習慣をつけてください。

○ 郵便物

学生個人あての郵便物は取り扱わないので、必ず自分の住所に送付させるよう、家族その他に周知してください。

○ 電話

電話による問い合わせ（行事予定、休講、試験、成績その他）については、間違いを生じやすく、また事務上の支障にもなりますので応じません。直接窓口まで来て問い合わせてください。

また、学内外からの学生個人に対する私的電話の呼出しについては、原則として取り扱わないので、家族その他に周知してください。

○ 呼出し

学生個人に対する連絡は、すべて「呼出」の掲示で行います。呼出しがあったときは、速やかに指示された窓口へ来てください。

III 学生証及び学生番号

○ 学生証

学生証は、本学の学生であることを証明（身分証明）するものであり、試験や諸手続の際、教職員から提示を求められるので常に携帯してください。

なお、学生証を紛失若しくは破損した場合及び記載事項に変更が生じた場合、速やかに再交付を願い出てください。さらに、卒業、退学、除籍等学籍を離れるときは返納してください。

☆ 学生証（身分証明書）を遺失すると他人に悪用されることがありますので、保管に

は十分注意してください。なお、学生証はカード化されており、附属図書館等の建物への入館や、図書貸出しを受けるとき等に必要です。

○ 学生番号

学生番号は、学部コード、入学年度、一連番号からなる学生個々に設けられた番号です。試験の答案や諸手続等には学生番号の記入が必要であり、学生番号だけで個人別の処理を行う場合もあるので、正確に記入してください。

IV 各種証明書

○ 証明書

在学証明書、成績証明書、卒業見込証明書等は、管理棟1階にある証明書自動発行機で発行できます。厳封する必要がある場合は、証明書を教務グループ保健学科・保健学研究科担当窓口に持参してください。その他の証明書については、教務グループ保健学科・保健学研究科担当窓口に交付申請を行ってください。

○ 学割証

学割証自動発行機（証明書自動発行機）で発行されます。一人年間10枚を限度として交付します。なお、有効期間は3か月です。

V 学生の身上異動

○ 住所変更及び身上異動

住所変更の都度速やかにWeb上の学務システムで訂正を行った上、司計係へ新住所を届け出してください。学生との連絡は原則として掲示によりますが、緊急を要するときは直接下宿や親元に連絡する場合もありますので、変更の処理を怠らぬよう注意してください。

○ 休学及び退学

病気その他の事由により休学・退学しようとする場合は、所定の休学願・退学願を提出し、許可を受けてください。

なお、休学の願い出に際しては、次の事項に留意してください。

- ① 休学期間は、2月以上、2年以内とし、休学期間が複数年度にわたるときは、年度毎に願い出を行う。
- ② 病気のため休学を願い出る場合は、医師の診断書を添付し、その他の場合は、その事由を具体的に明記すること。
- ③ 休学期間は、在学期間に算入されない。また、休学期間中の授業料は既納分を除いて免除されることがある。
- ④ 休学の許可なくして長期に欠席した場合は、単位を修得できないだけでなく、その期間は在学期間とみなされ、授業料を納入しなければならない。

○ 除籍及び懲戒

大学には、教育研究環境を良好に保ち、学園の秩序を維持するために必要最小限のきまりとして学則等の規則があります。学生がこれらの規則に違反した場合には除籍や懲戒処分となります。

各自、学則等の規則の主旨をよく理解し、このような事態をまねかぬよう学生生活

を送ってください。

VI 授業料納入と免除等

○ 授業料

授業料は、預金口座振替（届出口座から自動引落により納入する方法）となっています。振替日は前期分4月25日、後期分10月25日（金融機関休業の場合は翌営業日）です。なお、指定された期限までに納入しないときは、本人及び連帯保証人に督促します。督促を受けてもなお未納の場合は、除籍となるので注意してください。また、授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

・納入義務：前期分は4月1日現在、後期分は10月1日現在の学生の身分の状態により授業料納入義務が確定します。休学・退学等身分の変更は、その日以前に手続を完了しないと引き続き授業料を納入しなければならなくなるので注意してください。

☆ 詳細については、司計係へ問い合わせてください。

○ 授業料免除

経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる者、及びその他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の免除等の制度があり、願い出により許可されることがあります。

☆ 詳細については、教務グループ保健学科・保健学研究科担当へ問い合わせてください。

○ 奨学金

本学では、日本学生支援機構（旧日本育英会）等による各種奨学生の募集を実施しています。

日本学生支援機構の制度は、人物・学業とも優秀でかつ経済的理由により学費の負担が困難な場合等に、奨学金を貸与する制度です。

また、他の団体による奨学金については募集がある都度、掲示します。

☆ 詳細については、教務グループ保健学科・保健学研究科担当へ問い合わせてください。

VII 保険

○ 学生教育研究災害傷害保険／学研災付帶賠償責任保険

(1) 保険の概要

①傷害補償：大学構内及び内外の正課、学校行事、課外活動中、並びに通学、学校施設等相互間の移動中に被った身体の傷害を補償。

②賠償責任補償：正課、学校行事、ボランティアクラブ等での課外活動、及びその往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償

(2) 加入手続

所定の払込取扱票に、氏名、住所等の必要事項をもれなく記入し、保険料をゆうちょ銀行又は郵便局に払い込む。

保険期間及び保険料：4年間 5,370円（Cコース）

（3）保険金請求手続について

事故があった場合は、速やかに教務グループ保健学科・保健学研究科担当に届け出ること。

（4）保険金の種類と金額

詳細は、別に配付するパンフレットを参照してください。

○ 学研災付帯学生生活総合保険

（1）保険の概要

- ①ケガをしたときの補償：死亡・後遺障害保険金
- ②病気をしたときの補償：治療費用保険金
- ③加害事故を起こしたときの補償：損害賠償金
- ④捜索救助費用や入院等をして親族等が駆けつけたときの補償：救援者費用等
- ⑤医療関連学部学科生用の補償：感染予防費用

（2）加入手続

所定の払込取扱票に、氏名、住所等の必要事項をもれなく記入し、保険料をゆうちょ銀行又は郵便局に振り込む。

保険期間及び保険料：4年間 34,570円（Aタイプ）

（3）保険金請求手続について

事故があった場合は、速やかに教務グループ保健学科・保健学研究科担当に届け出ること。

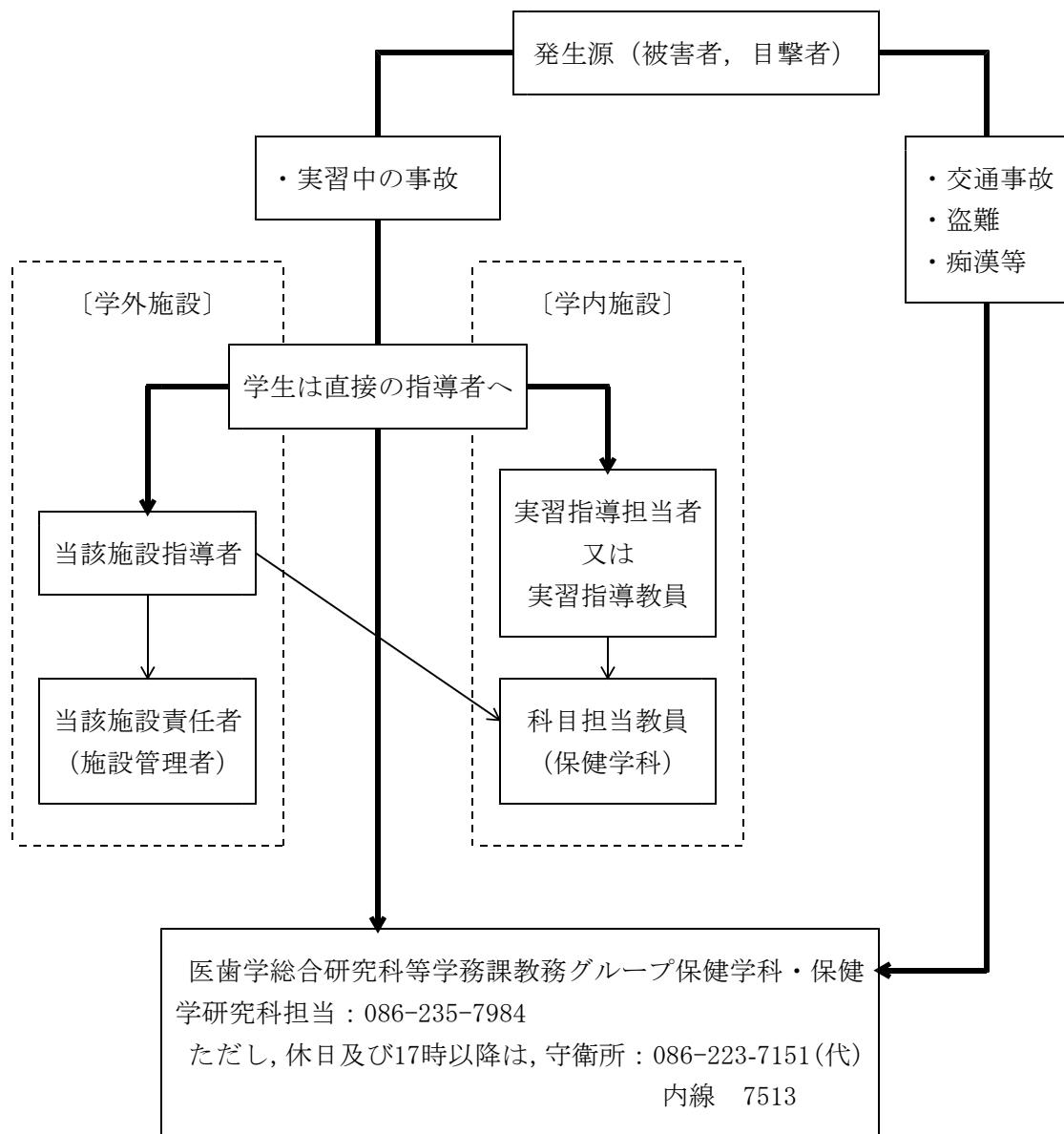
（4）保険金の種類と金額

補償の条件や内容など、詳細は、別に配付するパンフレットを参照してください。

事件・事故等が発生した場合の対応図

人命等を最優先に対応した後、次の図で対応する。

学外での交通事故、盗難及び痴漢等については、最寄りの警察署へ連絡した後、次の図で対応する。



※ 学生対応 →

※ 実習中の事故については、実習指導者及び教務グループ保健学科・保健学研究科担当に連絡すること。